

中学生の保護者 各位

郡上市教育委員会
学校教育課長

就学援助費に係るクラブ活動費用具等購入明細書の提出について（依頼）

市では、小・中学生を養育しており経済的な理由により就学援助費の認定を受けた保護者に対し、学用品費や給食費などの一部を援助しております。

令和6年度より、援助対象となる経費として「クラブ活動費」(上限額 30,150 円額：実費精算)を支給いたします。

つきましては、別添の「クラブ活動費用具等購入明細書」に、令和6年4月1日から令和6年12月末日までに各ご家庭で購入されました金額をご記入していただき、領収書（レシート等）を添付し学校教育課又はお近くの地域振興事務所へ令和7年1月10日（金）までにご提出願います。

なお、支給については、領収書（レシート）を確認し、適正と認められた費用のみの実費精算とさせていただきます。

所在地	〒501-4222 岐阜県郡上市八幡町島谷 207 番地 1					
担当所属	郡上市教育委員会 学校教育課					
担当	課長	永井	主幹	飯沼	担当	島田
電話番号	代表 0575-67-1123 (内線 1711) 直通 0575-67-1468					
FAX	0575-65-6260					
E-mail	gakkou@city.gujo.lg.jp					

【参考】クラブ活動費の概要

1 援助内容

中学校クラブ活動（部活動含む）の実施に必要な用具等の購入費

2 支給対象と支給額

中学校：1～3年生 支給額：30,150円（上限額）

3 購入対象期間

令和6年4月1日から令和6年12月31日までに購入したもの

【参考例】支給の対象となる購入用具等

クラブ（部活）名	購入用具等
野球	グローブ・バット・ユニホーム・スパイク
陸上	ユニホーム・スパイク・シューズ
サッカー	サッカーボール・ユニホーム・スパイク
バスケットボール	バスケットボール・ユニホーム・バスケットシューズ
バレーボール	バレーボール・ユニホーム・バレーシューズ・膝サポーター
テニス・バドミントン	ラケット・ユニホーム・テニス（バドミントン）シューズ
卓球	ラケット・ユニホーム・卓球シューズ
柔道	柔道着
剣道	竹刀・剣道防具・剣道着
美術	絵具・画材・エプロン
吹奏楽	マウスピース・チューナー
クラブ全般	※クラブで一括して購入する練習着（ジャージ・ウインドブレーカー等）

※Tシャツ、靴下等の日常的に着用できるものは対象外となります。クラブ活動（部活動）に必要なものと判断できる用具等に限りです。